

予備者の休日発表は前月10日で可能だ！

現在予備者の休日は、全月の25日にならないと確定しません。ですから予備月は休日が分からない状態で、年休の申込みを行わざるを得ません。これでは予定が立てられないと、多くの社員が不満の声を上げ、改善を求めてきました。会社は予備担当乗務員は、定期行路の他に臨行路等も担当することから、勤務日の前月10日時点では勤務が判明しておらず、休日予定表において仮の予定を発表することが出来ないためであると、主張しています。本当に間違いないのでしょうか？ 年休裁判で、会社が提出した7月11日進行協議手続資料によれば、会社のこの間の説明には疑問符がつくことが明らかとなりました。

大阪第二運輸所における乗務員に対する勤務指定等の流れ（進行協議手続資料）

④-1 勤務指定表作成過程：年休順位の抽選及び公表～前月25日まで

(1) 年休の届け出反映前に行う作業

以下に記載する3つの作業を並行して行う

- ・各日の業務量等を考慮して、公休及び特休を付与する日を決める。
 ⇒交番担当乗務員の休日予定表に記載されている公休及び特休は仮の予定としてしているものなので、勤務指定表に記載される公休又は特休の日付が、休日予定表に記載された公休又は特休の日付と異なることはあり得る。
- ・既に判明している乗務員以外の勤務（例、研修）及び取得することが確定している年休以外の各種休暇及び各種休職を割り当てる。
- ・各乗務員の乗務可能な業務区分のパターン（右図）を考慮して各予備担当乗務員の担当する業務区分を割り当てる。
 ⇒勤務予定発表時における乗務可能行路数を差し引くことで、翌月の年休取得可能数（※）が決定。
 （※）勤務指定発表後に臨行路等の手配等が必要になることもあるため、必ずしも実際の年休取得数とは一致しない。

パターン	乗務可能な業務区分
①	運転士・車掌長・車掌
②	運転士・車掌
③	運転士
④	車掌長・車掌
⑤	車掌

会社が示した資料によれば、最初に公休及び特休を決めるとされています。一応 各日の業務量等を考慮してと言っていますが、臨時列車は早くから分かっています。前月の10日の時点で、業務量が分からないはずはありません。年休順位の抽選及び公表は、20日の年休の届け出締め切り後に行うとされていますから、予備者の休日予定と、年休は何の関係もありません。そもそも年休の発給作業が一番最後に行うことになっています。どう考えても、前月の10日の時点で、予備者の休日予定の発表は十分に可能だという結論にならないでしょうか。